

令和 2 年 9 月

大 東 市 議 会

定 例 月 議 会 議 案

提 出

令和 2 年 9 月 1 日

印刷物番号

2 - 4 5

## も く じ

認定第 1 号	令和元年度大東市一般会計歳入歳出決算について-----	別冊
認定第 2 号	令和元年度大東市国民健康保険特別会計歳入歳出決算につ いて-----	別冊
認定第 3 号	令和元年度大東市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算 について-----	別冊
認定第 4 号	令和元年度大東市火災共済事業特別会計歳入歳出決算につ いて-----	別冊
認定第 5 号	令和元年度大東市介護保険特別会計歳入歳出決算について-----	別冊
認定第 6 号	令和元年度大東市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決 算について-----	別冊
認定第 7 号	令和元年度大東市 2 駅周辺整備事業特別会計歳入歳出決算 について-----	別冊
認定第 8 号	令和元年度大東市水道事業会計決算について-----	別冊
認定第 9 号	令和元年度大東市下水道事業会計決算について-----	別冊
報告第 8 号	訴えの提起に係る専決処分の報告について-----	1
報告第 9 号	令和元年度決算における大東市水道事業会計資金不足比率 について-----	2
報告第 10 号	令和元年度決算における大東市下水道事業会計資金不足比 率について-----	3
議案第 89 号	令和 2 年度大東市一般会計補正予算（第 7 次）について-----	別冊
議案第 90 号	令和 2 年度大東市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 次） について-----	別冊
議案第 91 号	令和 2 年度大東市交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 次）について-----	別冊
議案第 92 号	令和 2 年度大東市火災共済事業特別会計補正予算（第 1 次） について-----	別冊
議案第 93 号	令和 2 年度大東市介護保険特別会計補正予算（第 2 次）に ついて-----	別冊

議案第94号	令和2年度大東市後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第2次)について-----	別冊
議案第95号	大東市教育委員会委員の任命について-----	4
議案第96号	大東市公平委員会委員の選任について-----	5
議案第97号	令和元年度大東市水道事業利益剰余金処分について-----	6
議案第98号	大東市立四条畷駅西自転車駐車場、大東市立野崎駅南自転車駐車場及び大東市立野崎駅西自転車駐車場の指定管理者の指定について-----	7
議案第99号	公の施設の区域外設置に関する協議について-----	8
議案第100号	大東市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について-----	9
議案第101号	大東市市税条例等の一部を改正する条例について-----	11
議案第102号	大東市手数料条例の一部を改正する条例について-----	18
議案第103号	大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について-----	20
議案第104号	大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び大東市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について-----	23
議案第105号	大東市立幼稚園条例の一部を改正する条例について-----	26
議案第106号	大東市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について-----	28
議案第107号	大東市龍間地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例について-----	30
議案第108号	大東市立自転車・自動車駐車場条例の一部を改正する条例について-----	35
議案第109号	大東市営住宅条例の一部を改正する条例について-----	37
議案第110号	大東市立自動車駐車場条例の一部を改正する条例について-----	39
議案第111号	大東市体育施設条例の一部を改正する条例について-----	41



報告第9号

令和元年度決算における大東市水道事業会計資金不足比率について

令和元年度決算における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和2年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条に基づく水道事業会計における資金不足比率について

資金不足比率 (%)	備 考
—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条第1号の規定により事業の規模を算定

※資金不足額がないため「—」と表している。

報告第10号

令和元年度決算における大東市下水道事業会計資金不足比率について

令和元年度決算における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和2年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条に基づく下水道事業会計における資金不足比率について

資金不足比率 (%)	備 考
—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条第1号の規定により事業の規模を算定

※資金不足額がないため「—」と表している。

議案第95号

大東市教育委員会委員の任命について

大東市教育委員会委員 田中 佐知子氏の任期が、令和2年9月30日満了するにつき、同氏を再度任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所	████████████████████
氏 名	田 中 佐 知 子
生年月日	████████████████████

公 職 歴  
平成24年10月 ～ 現在 大東市教育委員会委員



議案第97号

令和元年度大東市水道事業利益剰余金処分について

令和元年度大東市水道事業利益剰余金を次のとおり処分する。

令和2年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

1	当年度未処分利益剰余金		393,404,482 円
2	利益剰余金処分類		
	(1) 資本金	△183,553,139 円	
	(2) 減債積立金	0 円	
	(3) 建設改良積立金	<u>0 円</u>	<u>△183,553,139 円</u>
3	翌年度繰越利益剰余金		<u>209,851,343 円</u>

理 由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

議案第98号

大東市立四条畷駅西自転車駐車場、大東市立野崎駅南自転車駐車場及び大東市立野崎駅西自転車駐車場の指定管理者の指定について

大東市立四条畷駅西自転車駐車場、大東市立野崎駅南自転車駐車場及び大東市立野崎駅西自転車駐車場の指定管理者として次の者を指定いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 公の施設の名称 | 大東市立四条畷駅西自転車駐車場<br>大東市立野崎駅南自転車駐車場<br>大東市立野崎駅西自転車駐車場 |
| 2 指定管理者   | 大東市南新田一丁目3番13号<br>有限会社サード・パーティ・ロジテック                |
| 3 指定の期間   | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで                               |

## 議案第99号

### 公の施設の区域外設置に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第1項の規定により、大東市立四条畷駅西自転車駐車場の一部を本市の区域外である四條畷市の区域内に設置することについて、次のとおり同市と協議するため、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- |         |  |
|---------|--|
| 1 使用の目的 | 四条畷駅周辺整備事業の工事の施工の間、大東市立自転車・自動車駐車場条例（令和2年条例第6号）に定める大東市立四条畷駅西自転車駐車場の一部として使用するため。 |
| 2 設置の場所 | 四條畷市楠公一丁目14番   |
| 3 経費の負担 | 当該施設の設置及び管理に関する経費については、大東市が負担する。   |

### 理 由

四条畷駅周辺整備事業の工事の施工の間、大東市立四条畷駅西自転車駐車場の一部を移設する必要があるため。

議案第100号

大東市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

大東市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

消防団に本市の職員で構成される分団を設置することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日  
条 例 第 号

大東市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（平成27年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（定員等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

消防組織法（昭和22年法律第226号）第19条第2項の規定に基づく団員の定員は405名とし、団員の区分は次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般消防団員（次号に掲げる団員以外の団員をいう。）
- (2) 機能別消防団員（本市の職員で構成される分団に属する団員をいう。）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。  
（大東市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 大東市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成25年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第4に備考として次のように加える。

備考 この表の規定にかかわらず、大東市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（平成27年条例第2号）第2条第1項第2号に規定する機能別消防団員の報酬の額は、同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額に3分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

議案第101号

大東市市税条例等の一部を改正する条例について

大東市市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）等の一部が施行されることに  
伴い、所要の改正を行うため。

大東市市税条例等の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日  
条 例 第 号

（大東市市税条例の一部改正）

第1条 大東市市税条例（平成3年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第34条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。））」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第27項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第17条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則第19条の7の次に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第19条の8 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

2 前項に規定する市長が指定する指定行事は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和2年政令第160号）第3条第1項により文部科学大臣が指定した行事とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第19条の9 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附則第28条中「第61条」を「第63条」に改める。

第2条 大東市市税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第

321条の8第34項及び第35項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削る。

第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。）」を加え、「第31条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。

第31条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」

を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項の内国法人」を「第9項の内国法人」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に、「第10項の申告」を「同項の申告」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

（大東市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 大東市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、大東市市税条例第24条第1項第2号の改正規定中「1,250,

000円」を「1,350,000円」を「寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が1,250,000円）を「ひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が1,350,000円）」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中大東市市税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第5条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条（前号に掲げる改正規定を除く。）、次条及び附則第3条の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条中大東市市税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第6条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

### （延滞金に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の大東市市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

### （市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者）に係る

ものを除く。）」とする。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の大東市市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第6条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

議案第102号

大東市手数料条例の一部を改正する条例について

大東市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正により、通知カードが廃止されたことに伴い、所要の改正を行うため。

大東市手数料条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日  
条 例 第 号

大東市手数料条例（平成12年条例第4号）の一部を次のように改正する。

「

別表4の項中	通知カードの再交付（追記欄の余白がなくなった場合その他の市長が再交付をすることがやむを得ないと認める場合を除く。）	1枚につき 500円	を
	個人番号カードの再交付（追記欄の余白がなくなった場合その他の市長が再交付をすることがやむを得ないと認める場合を除く。）	1枚につき 800円	

」

「

個人番号カードの再交付（追記欄の余白がなくなった場合その他の市長が再交付をすることがやむを得ないと認める場合を除く。）	1枚につき 800円	に改める。
---	------------	-------

」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第103号

大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

重度障害者の医療費の助成に係る住所地特例の適用範囲を拡充すること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日

条 例 第 号

大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「若しくは組合員であった」を「又は組合員であった」に、「若しくは加入者であった」を「又は加入者であった」に改める。

第2条第3項を次のように改める。

3 国民健康保険法第116条の2第1項に規定する入院等（以下「入院等」という。）をしたことにより、同項に規定する病院等（以下「病院等」という。）（大阪府の区域内であって、大東市の区域外に所在するものに限る。）の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者（国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律における対象者（国民健康保険組合に加入している対象者を除く。）に限る。）であって、当該病院等に入院等をした際大東市の区域内に住所を有していたと認められるものは、第1項の規定にかかわらず、対象者とする。ただし、前項各号のいずれかに該当する者又は2以上の病院等に継続して入院等をしている者であって、現に入院等をしている病院等（以下「現入院病院等」という。）に入院等をする直前に入院等をしていた病院等（以下「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（以下「特定継続入院等対象者」という。）については、この限りでない。

第2条に次の1項を加える。

4 前項ただし書の規定にかかわらず、特定継続入院等対象者のうち、次の各号のいずれかに該当するものは、対象者とする。ただし、第2項各号のいずれかに該当する者を除く。

(1) 継続して入院等をしている2以上の病院等のそれぞれに入院等をするによりそれぞれの病院等の所在する場所に順次住所を変更したと認められる者であって、当該

2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際大東市の区域内に住所を有していたと認められるもの

(2) 継続して入院等をしている2以上の病院等のうち一の病院等から継続して他の病院等に入院等をする事(以下「継続入院等」という。)により当該一の病院等の所在する場所以外の場所から当該他の病院等の所在する場所への住所の変更(以下「特定住所変更」という。)を行ったと認められる者であつて、最後に行った特定住所変更に係る継続入院等の際大東市の区域内に住所を有していたと認められるもの

第3条第1項中「、大東市子どもの医療費の助成に関する条例第2条第1号に該当する対象年齢の子どもの食事療養(以下「子どもの食事療養」という。)」を削り、「(子どもの食事療養を除く。)若しくは生活療養に係る給付又は精神病床への入院に係る給付」を「又は生活療養に係る給付」に改め、同条第3項中「療養費、特別療養費」を削る。

第5条第2項中「関わらず」を「かかわらず」に改める。

第7条中「すでに」を「既に」に改める。

第12条中「あたり」を「当たり」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に入院等をしている者については、令和2年10月31日までの間は、改正後の第2条第3項及び第4項の規定は、適用しない。

議案第104号

大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び大東市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び大東市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

ひとり親家庭及び子どもの医療費の助成の対象に、精神病床への入院に係る医療費を追加すること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び大東市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日  
条 例 第 号

（大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正）

第1条 大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「若しくは組合員であった」を「又は組合員であった」に、「若しくは加入者であった」を「又は加入者であった」に改める。

第3条第1項中「、大東市子どもの医療費の助成に関する条例第2条第1号に該当する対象年齢の子どもの食事療養（以下「子どもの食事療養」という。）」を削り、「（子どもの食事療養を除く。）若しくは生活療養に係る給付又は精神病床への入院に係る給付」を「又は生活療養に係る給付」に改め、同条第3項中「療養費、特別療養費」を削る。

第5条第2項中「、第1項」を「、前項」に改める。

第7条中「また」を「又は」に改める。

第12条中「あたり」を「当たり」に改める。

（大東市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正）

第2条 大東市子どもの医療費の助成に関する条例（平成5年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「（病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護（以下「入院等」という。）と併せて行うものに限る。以下「食事療養費」という。）又は特定療養費」を「、特定療養費」に、「及び療養費の支給若しくは」を「、療養費又は」に改める。

第3条第3項中「食事療養費」を「入院時食事療養費」に改める。

第4条第1号中「食事療養費」を「入院時食事療養費」に、「及び療養費の支給」を

「、療養費」に改め、「(生活療養に係る給付又は精神病床への入院に係る給付を除く。)」を削る。

第5条中「市長と」を「助成額に相当する金額を市長と」に改め、「(以下「契約医療機関」という。)」を削る。

第8条中「(以下「受給者」という。)」を削る。

第14条中「あたり」を「当たり」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第105号

大東市立幼稚園条例の一部を改正する条例について

大東市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

長期休業日の期間中の預かり保育を実施することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市立幼稚園条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日  
条 例 第 号

大東市立幼稚園条例（昭和46年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条中「から午後6時まで」を「及び長期休業日（規則で定める夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日をいう。次条第3号において同じ。）の期間中に」に改める。

第7条第3号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同号に次のように加える。

ウ 預かり保育を受ける時間が長期休業日の午前9時から正午までの場合 預かり保育を受ける園児1人につき日額400円

エ 預かり保育を受ける時間が長期休業日の午前9時から午後4時30分までの場合 預かり保育を受ける園児1人につき日額600円

オ 預かり保育を受ける時間が長期休業日の午前9時から午後6時までの場合 預かり保育を受ける園児1人につき日額800円

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。

議案第106号

大東市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

大東市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため。

大東市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の  
人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日  
条 例 第 号

大東市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営  
に関する基準を定める条例（平成30年条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同項の次に  
次の1項を加える。

- 4 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「、第4条」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における指定居宅介護支援等基準第3条第1項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第4条」と、「介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を指定居宅介護支援等基準第3条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第107号

大東市龍間地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例について

大東市龍間地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を次のとおり制定する。

令和2年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

東部大阪都市計画大東市龍間地区地区計画の区域内における建築物の用途等を制限することに伴い、必要な事項を定めるため。

大東市龍間地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（案）

令和 年 月 日  
条 例 第 号

（目的）

第1条 この条例は、令和 年大東市告示第 号に定める東部大阪都市計画大東市龍間地区地区計画（以下「龍間地区計画」という。）の区域内における建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づく建築物の用途、敷地及び構造に関する制限並びに都市緑地法（昭和48年法律第72号）第39条第1項の規定に基づく建築物の緑化率に関する制限を定めることにより、良好な住環境の保全及び地域コミュニティの維持を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）並びに都市緑地法に規定する用語の例による。

（適用区域）

第3条 この条例は、龍間地区計画の区域内（以下単に「区域内」という。）に適用する。

（建築物の用途の制限）

第4条 区域内においては、次に掲げる建築物以外は、建築してはならない。

- (1) 法別表第2（い）項第1号及び第2号に掲げる建築物
- (2) 法別表第2（ろ）項第2号に掲げる建築物
- (3) 前2号に掲げる建築物に附属するもの（建築基準法施行令第130条の5各号に掲げる建築物を除く。）

（建築物の敷地面積の最低限度）

第5条 区域内における建築物の敷地面積は、150平方メートル以上でなければならない。

（建築物の容積率の最高限度）

第6条 区域内における建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合は、10分の15以下でなければならない。

（建築物の建蔽率の最高限度）

第7条 区域内における建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、10分の6以下でなければならない。

(建築物の高さの最高限度)

第8条 区域内における建築物の高さは、10メートル以下でなければならない。

(建築物の壁面の位置の制限)

第9条 区域内における建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下この条において「外壁等」という。)の面から敷地境界線までの距離は、1メートル以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物を建築する場合にあっては、この限りでない。

(1) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である建築物

(2) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下である建築物

(建築物の緑化率の最低限度)

第10条 区域内において、建築物を新築若しくは増築し、又は当該新築若しくは増築をした建築物の維持保全をする場合における当該建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合は、10分の2以上でなければならない。

(建築物の緑化率の最低限度の特例)

第11条 前条の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

(1) 増築後の建築物の床面積の合計がこの条例の施行の日における当該建築物の床面積の合計の1.2倍を超えない増築を行う建築物

(2) その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であって、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないと市長が認めて許可したもの

2 市長は、前項第2号の許可をする場合において、良好な都市環境を形成するために必要があると認めるときは、当該許可に必要な条件を付することができる。

(違反建築物に対する措置)

第12条 市長は、第10条の規定又は前条第2項の規定により許可に付された条件に違反している事実があると認めるときは、当該建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対して、相当の期限を定めて、その違反を是正するために必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

(報告及び立入検査)

第13条 市長は、前条の規定の施行に必要な限度において、建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対し、建築物の緑化率の最低限度に関する基準への適合若しくは緑化施設の管理に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、建築物若しくはその敷地若しくはそれらの工事現場に立ち入り、建築物、緑化施設、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

(建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合の措置)

第14条 建築物の敷地が第3条に規定する区域の内外にわたる場合で、その敷地の過半が区域内に存するときは、その敷地の全部について第4条及び第5条の規定を適用する。

(公益上必要な建築物等の特例)

第15条 市長が公益上必要な建築物でやむを得ないと認めて許可したもの又は土地の利用状況に照らして周辺環境を害するおそれがない建築物と認めて許可したものについては、その許可の範囲内において、第4条から第9条まで及び前条の規定は、適用しない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
- (2) 法第87条第2項において準用する第4条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
- (3) 第5条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主（建築物を建築した後において、当該建築物の敷地を分割することにより、同条の規定に違反した場合においては、当該分割をした分割前の当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者）
- (4) 第6条から第9条までの規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いずに工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）

2 前項第4号に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主の故意によるも

のであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の罰金刑を科する。

- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、第1項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条の規定による命令に違反した者
- (2) 第13条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、若しくは忌避した者

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に建築する建築物について適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に区域内に存する第4条から第10条まで及び第14条の規定に定める建築物の制限に適合しない建築物について、用途の変更を伴うことなく、当該建築物を増築又は改築する場合については、第4条から第10条まで及び第14条の規定は、適用しない。
- 4 第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に所有権その他の権利が存する区域内の土地（建築物が存しない土地に限る。）において、当該権利に基づいて当該土地を敷地とした建築物を建築しようとする場合については、第5条の規定は、適用しない。

議案第108号

大東市立自転車・自動車駐車場条例の一部を改正する条例について

大東市立自転車・自動車駐車場条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

大東市立四条畷駅西自転車駐車場の位置を一部変更することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市立自転車・自動車駐車場条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日  
条 例 第 号

大東市立自転車・自動車駐車場条例（令和2年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1大東市立四条畷駅西自転車駐車場の項中「大東市北新町20番」を「大東市北新町18番及び20番並びに四條畷市楠公一丁目14番」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第109号

大東市営住宅条例の一部を改正する条例について

大東市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

大東市営もりねき住宅を設置することに伴い、必要な事項を定めるため。

大東市営住宅条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日  
条 例 第 号

大東市営住宅条例（平成10年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表に次のように加える。

大東市営もりねき住宅	大東市北条三丁目2番
------------	------------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第110号

大東市立自動車駐車場条例の一部を改正する条例について

大東市立自動車駐車場条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

北条第12駐車場を設置することに伴い、必要な事項を定めるため。

大東市立自動車駐車場条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日  
条 例 第 号

大東市立自動車駐車場条例（昭和56年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

10	北条第12駐車場	大東市北条三丁目4番
----	----------	------------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第111号

大東市体育施設条例の一部を改正する条例について

大東市体育施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

大東市立市民体育館の小体育室の冷暖房設備の利用料金を定めること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市体育施設条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日  
条 例 第 号

大東市体育施設条例（平成17年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「体育施設の」の次に「設置の」を加える。

第10条第1項中「又はその使用を制限し、若しくは停止し、又は」を「若しくはその使用を制限し、又はその使用の停止若しくは」に改める。

第11条中「及び」を「若しくは」に改める。

第12条第1項中「使用者並びにすべて」を「全て」に改め、同項第2号中「その他の」を「その他」に改め、同項第4号中「はり紙」を「貼り紙」に、「釘類」を「くぎ類」に改め、同条第2項中「使用を中止させ、退館又は」を「使用の停止又は退館若しくは」に改める。

第13条第2項中「センター」を「施設等」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第14条第1項中「施設等のうち、別表第3に掲げる施設」を「別表第3に掲げる体育施設」に改め、同条第2項中「体育施設に附属する」を「体育施設の」に改め、同条第3項中「使用者、使用時間及び使用時期が次に」を「次の各号に掲げる場合に」に、「施設の区分に応じた金額、又は割合を利用料金に乗じて算出した金額」を「額」に改め、同項後段を削り、同項第1号の表以外の部分を次のように改める。

本市内に在住、在勤又は在学しない者（法人又は団体にあつては、その所在地が本市内にないもの）が使用する場合 次の表の左欄に掲げる体育施設の区分に応じ、同表の右欄に定める割合を別表第3に定める使用区分に係る利用料金に乗じて得た額  
第14条第3項第2号を次のように改める。

(2) 冷暖房設備を使用する場合 次の表の左欄に掲げる体育施設の区分に応じ、同表の右欄に定める額

名称	加算金額
----	------

大東市立市民体育館	大体育室	冷房設備にあつては1時間当たり4,000円、暖房設備にあつては1時間当たり3,000円
	小体育室	1時間当たり500円
	多目的室	別表第3に定める多目的室の使用区分に係る利用料金に4割を乗じて得た額

備考 大体育室の加算金額は、半面のみを使用する場合も同額とする。

第14条第3項第3号の表以外の部分を次のように改める。

使用許可時間を繰り上げ、又は延長して使用する場合 次の表の左欄に掲げる体育施設の区分に応じ、同表の右欄に定める額

第20条第2項中「別表第3」の次に「及び別表第4」を加える。

別表第3第2項第1号の表中「大東市立市民体育館」の次に「(大体育室、小体育室及び多目的室)」を加え、同項第2号の表中「トレーニング室」を「大東市立市民体育館(トレーニング室)」に改める。

別表第4中「第14条」の次に「、第20条」を加える。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第14条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に体育施設を使用する場合の利用料金について適用する。